

19 特別活動

(1) 改訂のねらい

- ア 指導する上での重要な視点を「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の3つに整理
- イ ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事を通じて育成する資質・能力の明確化
- ウ 自治的な能力や主権者として積極的に社会参画する力を重視するため、ホームルームや学校の課題を見だし、よりよく解決するため、話し合っ合意形成し実践することや、主体的に組織をつくり、役割分担して協力し合うことの重要性の明確化
- エ 特別活動を要とし、小学校から高等学校までの教育活動全体の中で「基礎的・汎用的能力」を育むというキャリア教育本来の役割を改めて明確にするなど、小・中・高等学校のつながりの明確化

(2) 履修

- ア 特別活動の履修については、単位による計算は行わない。
- イ 特別活動については、その成果が目標からみて満足できると認められることが卒業の要件となっているが、単位の修得の認定は行わない。
- ウ ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とする。
- エ 生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てる。

(3) 内容

ア ホームルーム活動

(ア) ホームルームや学校における生活づくりへの参画

- a ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決
- b ホームルーム内の組織づくりや役割の自覚
- c 学校における多様な集団の生活の向上

(イ) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

- a 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成
- b 男女相互の理解と協力
- c 国際理解と国際交流の推進
- d 青年期の悩みや課題とその解決
- e 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

(ウ) 一人一人のキャリア形成と自己実現

- a 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解
- b 主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用
- c 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成
- d 主体的な進路の選択決定と将来設計

イ 生徒会活動

- a 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営
- b 学校行事への協力
- c ボランティア活動などの社会参画

ウ 学校行事

- a 儀式的行事
- b 文化的行事
- c 健康安全・体育的行事
- d 旅行・集団宿泊的行事

(4) Q & A

Q 1 特別活動における「主体的・対話的で深い学び」の実現をどのように図ればよいか。

特別活動における「主体的な学び」の実現には、ホームルームや学校における集団活動を通して、生活上の諸課題を見いだし解決できるようにすることが大切である。例えば、自分たちの実態や自己の現状に即して、課題を見いだしたり、解決方法を決めて実践したり、その取組を振り返り、よい点や改善点に気付いたりできるようにすることが大切である。こうした学習過程によって、集団や自己の新たな課題の発見や目標の設定が可能となり、生活を更によりよくしようという次の活動への動機付けとなるなど、生徒の主体的な学びが可能になる。

特別活動における「対話的な学び」の実現には、多様な他者との様々な集団活動を行うことを基本とし、そこでの「話し合い」を全ての活動において重視する特別活動の本質を重視し、ホームルームや学校における生活上の課題を見いだし、解決するために合意形成を図ったり、意思決定したりする中で、他者の意見に触れ、自分の考えを広げ、課題について多面的・多角的に考えたりすることが重要である。

特別活動における「深い学び」の実現には、特別活動が重視している「実践」を、単に行動の場面と狭く捉えるのではなく、課題の設定から振り返りまでの一連の活動を「実践」と捉えることが大切である。特別活動において重視する「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三つの視点のいずれについても各教科・科目等で育成する資質・能力と様々に関わっている。一連の実践過程で、各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を総合的に働かせ、各教科・科目で学んだ知識や技能などを、集団及び自己の問題の解決のために活用していくことが大切である。

そのためには、それぞれの学習過程において、どのような資質・能力を育むことが必要なのかを明確にした上で、意図的・計画的に指導に当たることが、「深い学び」の実現につながるのである。

Q 2 ホームルーム活動の目標にある「合意形成」と「意思決定」との違いは何か。

ホームルーム活動は、集団として、合意形成を進める自発的、自治的な活動の形態と、個人として、自己の在り方生き方を意思決定していく自主的、実践的な活動の形態との二つに分けることができる。

ホームルーム活動の内容「(1)ホームルームや学校における生活づくりへの参画」では、学校における生活を向上、充実させるために、集団として合意形成したり、生徒たちで適切なルールをつくったりするための話し合い活動が考えられる。

ホームルーム活動の内容「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」や「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」では、個人としての問題解決に向けた目標や方法などを生徒自身が意思決定するための話し合い活動が考えられる。

Q 3 特別活動と総合的な探究の時間との違いは何か。

特別活動は「実践」に、総合的な探究の時間は「探究」に本質があるということができる。特別活動における「実践」は、話し合っただけの決めたことを「実践」したり、学んだことを学校という一つの社会の中で、あるいは家庭を含めた日常生活の中で、現実の課題の解決に生かした

りするものである。総合的な探究の時間における「探究」は、物事の本質を探って見極めようとしていくことである。

Q 4 特別活動に充てなければならない授業時数はどれだけか。

特別活動の授業時数の取扱いについては、総則において、次のように示されている。

- 1 全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。
- 2 ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。
- 3 生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。
- 4 定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。
- 5 通信制の課程については、次のような特例が示されている。特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

Q 5 ホームルーム活動の指導計画はどのように作成すればよいか。

まず学校として入学から卒業までを見通した各学年の年間指導計画を作成する必要がある。

その際には、学習指導要領でホームルーム活動の内容として示された12項目について、入学から卒業までの年間指導計画に位置付ける必要がある。その場合、必要に応じて内容間の関連を図り、配当された時間の中でホームルーム活動の目標が、適時適切に達成できるように指導計画を作成することが大切である。また、学校として作成した各学年の年間指導計画を基にして、ホームルームの実態に即したホームルームごとの年間指導計画や1単位時間の指導計画を作成することが必要である。

Q 6 ホームルーム活動の授業時数や内容等についての留意点は何か。

- 1 少なくとも年間35週以上にわたって毎週実施する。
これは、ホームルーム活動が、生徒の、ホームルームや学校生活への適応やよりよい人間関係の形成、健全な生活態度の育成などに資する活動であり、このねらいを達成するためには、教師と生徒の人間関係と信頼関係を築く場や機会を十分に確保する必要があるからである。特に、高等学校では、教科担任制をとっており、ホームルーム担任が生徒と不断に接しているわけではない。そこで、ホームルーム活動については毎週実施することとし、それによってホームルーム担任と生徒との信頼関係を築き、学校生活への生徒の適応とその生活の充実・向上を図ることが必要である。
- 2 毎日の授業の前後に設けることが多い「ショートホームルーム」は、ホームルーム活動の時間とは明確に区別する必要がある。
- 3 ホームルーム活動は12の内容項目に照らして実施しなければならない。単なる学校行事の準備や練習、片付けの時間にならないように十分留意する必要がある。

Q 7 全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっての配慮事項は何か。

- 1 学校の創意工夫を生かし、ホームルームや学校、地域の実態、生徒の発達の段階などを考慮すること。
- 2 特別活動の内容相互及び各教科・科目、総合的な探究の時間などの指導との関連を図り、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。特に社会において自立的に生きることができるようにするため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすること。
- 3 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験活動などの勤労に関わる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

Q 8 部活動は、どうして特別活動として扱わないか。

教育課程は、すべての生徒に適用されるものである。部活動は、生徒が自主的、自発的に参加する形をとっており、参加しない生徒もおり、すべての生徒に適用されるものではない。そのため、教育課程上に位置付けられる特別活動としては、扱っていない。しかし、部活動の意義は十分に認められ、尊重されるべきものであり、総則において、学校の教育活動の一環としての部活動の意義、留意点、配慮事項が示されている。なお、学校組織としての特別活動に関する分掌が、部活動を所管することについては、教育課程とは関係がない。

Q 9 特別活動の目標は、道德教育とどのように関連しているか。

特別活動においては、目標の中で「人間としての在り方生き方」を掲げており、公民科の「公共」及び「倫理」とともに、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面として重視する必要がある。その意味で、特別活動の様々な教育活動は、道德性の育成にとって重要な機会である。

特別活動におけるホームルームや学校生活における集団活動や体験的な活動は、日常生活における道徳的な実践の指導を行う重要な機会と場であり、特別活動が道德教育に果たす役割は大きい。特別活動の目標には、「集団活動に自主的、実践的に取り組み」、「互いのよさや可能性を発揮」、「集団や自己の生活上の課題を解決」など、道德教育でもねらいとする内容が含まれている。また、目指す資質・能力には、「多様な他者との協働」、「人間関係」、「人間としての在り方生き方」、「自己実現」など、道德教育がねらいとする内容と共通している面が多く含まれており、道德教育において果たすべき役割は極めて大きい。

Q10 ガイダンスとカウンセリングの趣旨を踏まえた指導についての留意点は何か。

ガイダンスは、主に集団の場面で必要な指導や援助を行う教育活動で、カウンセリングは、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行う教育活動である。

ガイダンスとカウンセリングは、生徒一人一人の学校生活への適応や人間関係の形成、進路の選択決定などを実現するために行われる教育活動である。単にガイダンスやカウンセリングに多くの時間を費やせばよいというものではなく、生徒の行動や意識の変容を促し、一人一人の発達を促す働きかけとしての両輪として捉えることが大切である。

なお、特別活動におけるカウンセリングとは、専門家に委ねることや面接や面談を特別活動の時間の中で行うことではなく、教師が日頃行う意図的な対話や言葉がけのことである。したがって、ホームルーム活動の時間を使ってカウンセリングを行い、その間、他の生徒は自習というのは、ホームルーム活動ではなく、授業時数に含めるのは適当でない。